マイナ保険証をご利用ください

～ 令和６年１２月２日から現行の保険証は発行されなくなります ～

※まだマイナ保険証をお持ちでない方は、ぜひ、マイナンバーカードの取得、マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行ってください。マイナンバーカードの健康保険証利用登録は、マイナポータル、セブン銀行の ATM、医療機関・薬局のカードリーダーからもできます。

【 保険証の廃止について（重要） 】

健康保険証の廃止を定めるマイナンバー法等の一部改正法について、施行期日を令和６年（2024 年）１２月２日とする施行期日政令が交付されました。現行の健康保険証の発行については、令和６年（2024 年）１２月２日より終了し、マイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行します。

◆ 被保険者証にかかる経過措置 ◆

令和６年（2024 年）１２月２日時点で有効な健康保険証は、最大１年間有効とする経過措置が設けられています。今回お送りした被保険者証は、**令和６年１１月１日～令和７年１１月３０日まで** ご使用になれます。

◆ 令和6年12月2日以降の取り扱いについて ◆

マイナ保険証を
お持ちでない方については、
資格確認書を
送付する予定です。

マイナ保険証を
お持ちの方については、
資格情報通知書を
送付する予定です。

資格確認書（カード）

保険証の廃止に伴い、保険証利用登録をされたマイナンバーカード（マイナ保険証）をお持ちでない方には、引続き保険診療を受けられるよう、申請によらず「資格確認書」を交付します。簡易書留でお送りします。

資格情報通知書（A4）

保険証の廃止に伴い、マイナ保険証をお持ちの方には、「資格情報通知書」を特定記録郵便でお送りします。マイナ保険証の読み取りができない医療機関等において、マイナ保険証とともに提示することで受診することが可能となります。

「資格情報のお知らせ」から「資格情報通知書」に名称変更
（令和6年8月30日保発0830第1号　厚生労働省保険局長通知）

◆ 既に加入されている方の交付について ◆

	令和６年（2024年）					令和７年（2025年）												令和8年（2026年）								
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
被保険者証				最後の被保険者証　有効期間：令和６年１１月１日～令和７年１１月３０日																						
高齢受給者証	最後の高齢受給者証　有効期間：令和６年８月１日～令和７年７月３１日												※令和７年８月からの高齢受給者証の内容は資格確認書又は資格情報通知書に記載されます。												
資格確認書													70歳未満　有効期間：令和７年８月１日～令和８年７月３１日												定期交換	
													70歳以上　有効期間：令和７年８月１日～令和８年７月３１日												定期交換	
資格情報通知書													70歳未満　有効期限：なし													
													70歳以上　有効期間：令和７年８月１日～令和８年７月３１日												定期交換	
後期高齢者組合員証				有効期限：なし																						

近 畿 薬 剤 師 国 民 健 康 保 険 組 合
〒540-0019 大阪府大阪市中央区和泉町１丁目３番８号　大阪府薬剤師会　西館２階
TEL　（ ０６ ）　６９４６－９１５１